

国民健康保険からのお知らせ

◎平成30年度から国民健康保険制度が変わります

○制度変更の概要

現在の国民健康保険制度は各市町村単位で運営されていますが、平成30年4月からは都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保し、制度の安定化を図ります。

都道府県単位での運営となることで、財政運営の仕組みなどは変わりますが、医療機関の受診、国保税の納付、市町村への保険給付の申請・各種届出などに変更はありません。

○制度改正でかわること

- ・保険証の有効期限が今までとは、10月1日～9月30日までの1年間でしたが、新しい国保制度では8月1日～7月31日までの1年間となります。
- ・70歳以上の方に交付されていた高齢受給者証が保険証と一体化となります。
- ・同一県内の他市町村へ転出しても国保の資格は変わりません。ただし、転出先の市町村において改めて保険証が交付されますので、手続きが必要となります。他の都道府県に転出した場合は、これまでと変わらず国保資格の取得・喪失が生じます。
- ・同一県内の他市町村への転出などで、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当（注）が引き継がれ、通算されるようになります。

（注）：高額療養費の多数該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上になった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられます。ただし、他県の市町村からの住所異動や会社の健康保険などに加入された場合は、通算回数がリセットされますのでご注意ください。

◎転出する学生には「マル学」の保険証

学校等に就学するため他市町村に転出することになった場合、住民票を村外に移したあとも引き続き村の保険証を継続して使用できる特例がありますが、そのためには「マル学」の申請が必要です。

印鑑、保険証及び合格通知書などの就学を証明するものをご持参の上、村国保窓口で申請してください。

＜問合せ先＞ 東通村税務住民課 国民健康保険グループG ☎ 27-2111（内線153）

《東通消防署からのお知らせ》

～平成30年春の火災予防運動～

県下一致に平成30年春の火災予防運動が実施されます。

春は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季となります。火を取り扱う際は十分に注意し、火事のない明るい毎日を過ごしましょう。

～全国統一標語～

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

【実施期間】 4月9日(月)～4月15日(日)
※防火パレード 4月9日実施予定

東通消防署 27-2199